

第1弾から抜け道

四月の閣議決定で、それまでの武器輸出三原則が撤廃され、逆方向の防衛装備移転三原則が打ち出された。その第一弾が先月、国家安全保障会議（日本版NSC）で承認された。政府は「平和主義」の継承を掲げているが、この承認内容を検証すると、形骸化は明らかだ。だが、安倍首相はどく吹く風と財界人を引き連れ、武器の「行商」に世界を歩く。景気刺激策との宣伝もあるが、実際にはその効果すら懐疑的だ。

（榊原崇仁、白名正和）

武器輸出 新3原則のカラクリ

「新たな三原則は形骸化している恐れが強い。最初の武器輸出の承認例から、すでに兆しが出ている」

英軍事週刊誌「ジエーンズ・ディフェンス・ウィークリー」の東京特派員、高橋祐祐氏はそう語った。

政府が閣議決定した防衛装備移転三原則では、紛争当事国への禁輸のほか、紛争助長を防ぐための厳格審査、第三国移転への適正管理などを定めている。承認は日本版NSCが担う。

その第一弾として先月十七日、地对空ミサイル「PAC2」の部品（シーカージャイロ）の米国への提供と、F35戦闘機への搭載が想定されているミサイル（ミーティア）技術の日英共同研究が承認された。

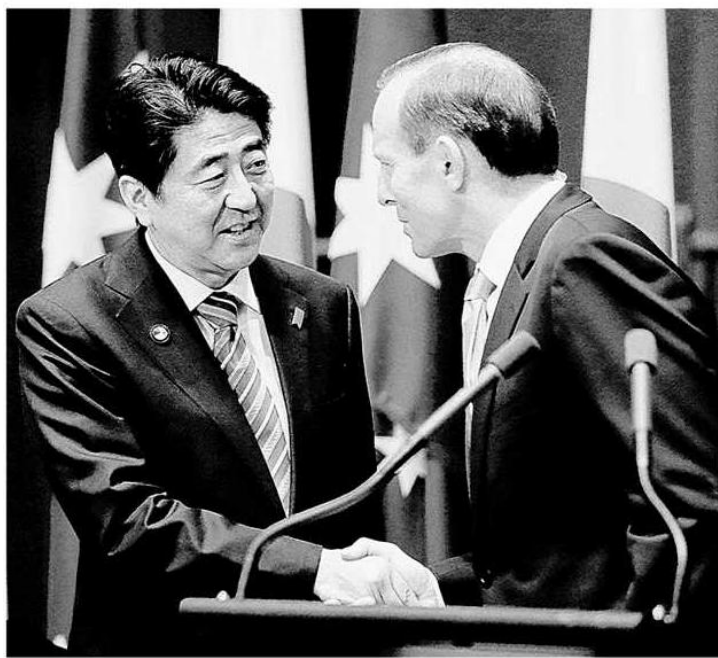
この例で明らかになったのは新原則の抜け道だ。実は米国は十四日の時点

で、カタールと総額百億ドルの武器売却で合意。これには日本が部品提供するPAC2も含まれている。

高橋氏は「日本の承認前に、輸出相手国の米国が第三

続きが取られなかった。ただ、これにはカラクリがあった。防衛省の担当者は「部品のライセンス元に納める際は、事前同意が必要」と説明する。PAC2の部品は米企業が製造技術などのライセンスを持つ。部品を製造する三菱重工は米企業の求めに応じて納入することになっており、例外規定が適用された。

防衛省側は「誓約書などで米国側の部品の管理体制を確認した。紛争を助長するなどの不適正な管理があ



共同記者会見を終え、オーストラリアのアボット首相と握手する安倍首相（先月8日、キャンベラで）（共同）

紛争当事国なし 甘い定義

った場合には、協力関係を見直す」と強調する。

だが、高橋氏は「日米関係の中で、軍備や防衛の分野は特に米国の発言力が強い分野。とても日本が米国に『ダメ出し』できるとは思えない」と懐疑的だ。

ミサイル技術の日英共同研究でも、新原則の抜け道が見え隠れする。F35自体はイスラエルが導入を予定しているが、同国は現在もパレスチナ自治区ガザでの戦闘を続けている。

紛争当事国にみえるが、この当事国の定義は「平和を維持し、または回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国」となっている。イスラエルはこれに該当しない。それどころか「現時点で対象国はない」（防衛省）という大甘の規定になっている。

さらに疑問は膨らむ。高橋氏は「日本と共同研究を始めた後、相手国が紛争当事国となった際、どう対処するか。実際には、新原則を盾に研究の離脱に踏み切ることは難しい。新原則の下、どんな問題が生じ、さらに平和国家の理念を守れるか、十分検討できてないのが現状」と懸念する。